

株式会社東海労金サービス

次世代法に基づく労働者の仕事と子育ての両立のための行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを1週間に1日設定、周知し実施する。

<対策>

- 2025年4月～ ノー残業デーを1週間に1日設定することの周知および実施
- 2025年4月～ 毎月の所定外労働の現状を把握し、報告などによる社員への報告
- 2027年4月～ 管理職も含めた所定外労働時間の削減

目標2：2028年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする（リフレッシュ休暇取得も含む）。

<対策>

- 2025年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握、取組みの策定。
- 2025年4月～ 各部署において計画的な取得に向けた有給休暇取得計画を策定する。
(リフレッシュ休暇を含む)
- 2026年4月～ 年次有給休暇の取得状況を確認し、課題を分析し対策を講じる。